

議会改革に関する特別委員会会議記録（概要）

令和3年9月16日（木）

開 会（午後1時30分）

【議 事】

○政治倫理審査会に関する施行規程について

島田委員長

前2回で政治倫理審査会に関する施行規程について出された意見を整理し、「所沢市議会議員政治倫理条例施行規程（案）」を正副委員長で作成し、事前に配信させていただいております。特に第6条「（審査の結果等の公表）」についてご議論があったかと思いますが、これについてご意見はありますか。

（意見なし）

島田委員長

市議会だよりとホームページに掲載することよろしいですか。

（委員了承）

島田委員長

最終案という形で文言を整理し、次回ご確認いただきたいと思います。

○ハラスメントの防止等に関する要綱について

島田委員長

前回の委員会でお示しました「所沢市議会議員のハラスメントの防止等に関する要綱案」について、要綱制定の趣旨など含め、会派でご議論い

ただいたと思いますので、改めてご意見を確認していきたいと思います。

矢作委員

窓口を作るということについては了承だが、施行規程ができるということで、要綱は別物でハラスメントに関する要綱を決めるということだが、最初に確認したいのは、窓口という点では施行規程は議長だが、要綱も議長が窓口ということによいのか。

島田委員長

政治倫理審査会となると、案件が大きくなります。政治倫理審査会を設置すると委員の選任や、案件によってはマスコミにも取り上げられるような話になりますので、そうではなく、議員間のハラスメント行為への解決策や被害にあった方の救済措置を講じるという意味でこちらのハラスメントの防止等に関する要綱に沿って対応していくということになります。

矢作委員

会派で施行規程もあるし、要綱もあるということで一応確認をした。

荻野委員

政治倫理審査会は審査の請求に基づいて設置されるが、原因となる事柄については、政治倫理条例第5条の行為規範が全部関わってくるので、ハラスメントだけではない。仮にハラスメントに限定すると、場合によっては相談の動きを飛ばして、いきなり審査請求ということもあるかもしれないが、実態としては政治倫理審査会を開く手続きはかなりハードルが高い

ので、イメージとしては政治倫理審査会を開く前裁きというか、前段階で要綱に基づく相談があるという想定で作っている。

矢作委員

第2条第1号で「ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、その他他者を不快にさせる言動をいう。」とあるが、最近ハラスメントは様々で、逆パワー・ハラスメントやセカンド・ハラスメントもこの「その他」に入ってくるという理解でよいか。

石原委員

新しい用語が出てきたので、その意味するところを詳しく教えていただきたい。

矢作委員

逆パワー・ハラスメントというのは、パワー・ハラスメントはいわゆる上司から部下へだと思うが、部下から上司へのハラスメントであるとか、例えば IT 関連とかだと若手のほうが技術力や知識もあるなかで上司に対するハラスメントがあるというのが逆パワー・ハラスメントと言われる。例えば、職位の高い人が定年退職後、再雇用で部下になった場合もある。セカンド・ハラスメントということだと、ハラスメントを受けた人がこうしたことがあったと外部の人に話したときに、逆にあなたに非があったのではないかとなる概念だと思う。他者を不快にさせるという部分だと、そうした概念も含まれるということではというのが会派で出た。

政治倫理条例はハラスメントをしないものとする条文に規定されて

いるので、第3条第1項についてはこれでいいと思うが、第2項、第3項は内容が加わってくる部分もあるので、第1項のみでよいのではないか。条例には含まれていないのではというところだ。

第4条は、第1項はよいと思うが、第2項、第3項は条文をまとめられるのではないかとということで案文を考えた。第2項、第3項で、その内容を精査しとか調査及び確認とあるが、調査という部分が条例に含まれていないので、議長が色々調べるといような権限を持たせるといのは、少し条例を超えるのではないか。第2項、第3項を一体にして、確認をすることとめてよいのではないかという意見だ。第4項は前回も様々な意見が出たが、「議員に対して必要な措置を講じるものとする。」という意見もあったが、第1項に「迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。」とあるので、そこに内包されるのではないか。

島田委員長

第4項はいらないということですか。

矢作委員

そうだ。

石本委員

第4条第2項の「調査及び確認を行うものとする。」から調査を取ったただ確認するだけだ。実態として何が起きるかという、政治倫理審査会を開きやすい傾向になる。

矢作委員

第4条第2項と第3項を合わせる。

石本委員

調査は別に厳密な調査ではない。もう一度条文案を言ってもらえるか。

矢作委員

紙に印刷した。

島田委員長

配付をお願いします。

矢作委員

「議長は前項に規定する相談及び申立てを受けた場合、相当な理由があると認められたときは、各会派を代表する者から意見を聴き、事実関係の確認を行うものとする。」という文章で、第1項の「迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。」というところにこの内容が入り「指導、助言、注意その他必要な措置を講じるものとする。」という部分が第1項の条文で十分ではないかと解釈している。

島田委員長

新しい提案なので、一度会派に持ち帰りにします。

第4条第4項の「指導、助言、注意その他必要な措置」というのは議長の荷が重いという意見が松本委員の会派と矢作委員の会派から出ていて、矢作委員からは不要という意見が今ありましたが、何かご意見はありますか。

松本委員

最初はそういう話だったが、確認したら特に意見はなかった。

石本委員

指導、助言、注意だけだとやってくれない人もいるかもしれない。例えば私は虫が得意ではないが、廊下とかに虫が落ちていたらどかしてほしい。議長が仮に虫を置いた人が分かったとして、指導、助言、注意をしてもどかさないこともある。今は虫ハラスメントもあり、例えばそういうとき、その他必要な措置ぐらいいは入れていてもいいのではないかと思う。

石原委員

政治倫理審査会はハードルも高いし、当事者もここまでいってしまうと精神的な負担も含めて大きくなるので、前段階で解決できることにこの意味があると思うので、それに必要な措置はむしろ議長は執るような形がよいと思う。

川辺委員

同じ意見で、小さなことは助言等で済んでしまうこともあるし、それが後になりどんどん大きくなり、外に出るとか、恥ずかしい思いをすることも考えられるので、これはあつたほうがよいと思う。

松本委員

ここでいう指導、助言、注意そのものが必要な措置になっている。

荻野委員

それも含めてで、それだけではない。

松本委員

これ以上に虫をどかすとか、実際の行動に入るという意味も含まれるのか。

荻野委員

例えば議場の席を移動するとか、そういうこともあるかもしれない。

島田委員長

意見がまとまらないところがありますので、持ち帰って次回協議させていただきたいと思います。

最初、矢作委員の会派は要綱はいらないというご意見でしたが、今のお話ですと要綱は要綱で必要ということでしたので、要綱は設置するという方向でよろしいですか。

(委員了承)

島田委員長

設置するという方向で確認が取れましたので、第1条については問題ないということで、第2条は矢作委員からお話がありましたが、第1項の「その他他者を不快にさせる言動をいう。」というのは、今後様々なハラスメントというのが出てくる可能性がありますので、こういう形は残しておくようにと思います。第3条第1項はこのとおりで、第2項、第3項はいらないのではというお話がありましたので、もう一度持ち帰っていただきます。第4条第1項はこのとおりで、第2項、第3項をまとめるという文案が矢作委員の会派から新しく示され、第4項は不要なのではという意見と、他会派からは必要だという意見が出ていますので、もう一度会派でご

協議いただきたいと思います。第5条、第6条、第7条、第8条はこのま  
まということで、確認が取れましたので、まだ定まっていないところは会  
派でご議論いただいて、次回協議したいと思います。

荻野委員

職員のハラスメント要綱があると思うが、そのなかの様式でハラスメン  
ト相談・苦情受付票というのがあるので、それなどを参考に様式は要綱と  
セットであったほうが今後何かあったときによいのではないか。

島田委員長

申出書のような書式があったほうがいいということで、こちらで用意し  
て事前に配信させていただくので、会派でご協議していただきたいと思  
います。

#### ○所沢市議会基本条例の一部改正について

島田委員長

前回（8月23日）委員会が出された質問につきまして、調べた結果を  
ご報告いたします。事前に配信してありますが、正副議長選挙の所信表明  
の取扱いについてご質問があったと思いますので、そちらをご報告しま  
す。議会基本条例に議長・副議長選挙における所信表明を規定している取  
手市議会のその所信表明に係る会議録の表記並びに議会中継録画の公開  
について、資料を配信しております。取手市議会の場合は、会議録に所信  
表明の実施が議事日程として表記され、所信表明の内容も明示してありま  
す。また、議会中継録画にも所信表明に関する議長の進行や所信表明する



議員も録画面面で確認することができました。

続いて、所信表明を議会中継録画として公開している議会について、愛媛県松山市議会と新潟市議会を例に資料をご用意してあります。松山市議会も新潟市議会も所沢市議会と同様に本会議休憩中に所信表明会を開催していますが、生中継だけでなく、録画データとしても公開されています。

石本委員

録画には残るが議事録には残らないのか。

古瀬議会事務局

資料にもございますが、本会議休憩中の開催なので、会議録には残っていませんが、別途所信表明会の会議録が、それぞれの市議会ホームページに掲載されています。

島田委員長

前回の委員会では出されました改正提案や意見をまとめ、更新した改定提案表を事前に配信しております。まずは既存条文の改正案につきまして、改正は不要であるご意見がございますが、改めて改正条文案ごとに改正の可否とその理由を確認してまいります。

それでは順次進めていきますが、まず第3条の「ユニバーサルデザイン  
の理念に配慮し、」というところを「市民の多様性に配慮し、」という提案があり、これについて川辺委員からお願いします。

川辺委員

会派でもいろいろな議論があり、「市民の多様性に配慮し、」を全く削

除してしまう案も出たが、最終的に現在の案に近いが、「市民の多様性を尊重し、市民にとってわかりやすい議会運営を行うよう努めること。」という形で提案したい。

矢作委員

今の提案はとてもよいと思う。条例制定時を振り返れば、ユニバーサルデザインという言葉を入れたいという意見があって、皆さんのいろいろな意見を取り込もうということで入れたもので、今となる言葉としてもわかりにくいということで、「市民の多様性」という提案があり、それを尊重するというほうがよい感じである。

島田委員長

第3条の条文は川辺委員ご提案の条文でよろしいでしょうか。

(委員了承)

島田委員長

続いて、第4条第3号「議会活動を最優先するよう努めること。」の「努める」という語句をもう少し強めたほうがよいという趣旨のご意見もありましたし、当然のことなので見直す必要はないのではないかと、現行のままでもよいのではないかなどのご意見がありましたが、この条文について、現行のままでもよいとか、もう少し言葉を強めたほうがよいといったことについてはいかがですか。

川辺委員

現行のままでもよいという意見が多かった。

島田委員長

それでは第4条第3号は現行のままということによろしいでしょうか。

(委員了承)

島田委員長

次は第9条第1号の「一問一答方式を原則とする。」というご提案については、いかがですか。

松本委員

いろいろ議論があったが、現実として多い少ないの問題ではないが、一問一答の傾向になってきているから、このような表現に変えてもやむを得ないと思う。

矢作委員

一問一答方式でない方もいるので、現行のままでよいと思う。

石本委員

原則とすることで1ランク高めた方がよい。現行のままのときに何が起きていたかという、議案質疑の一問一答が実現していなかったわけである。2018年度に選択制を導入したときの議論でもこの条文が引っかかるところが出てきたが、皆様のご協力があって今の選択制に至ったわけである。これは一問一答にしなければならないではない。条文は実態に近づけていくというのは、時代とともに陳腐化していくのは、ほかの法令でも起きて、それに伴って変えていくものである。明らかに12年前に制定したときと質疑や一般質問のあり方も様変わりした。一問一答が始まった

時は7割くらいの人しかしていない。議案質疑でも一問一答を導入している。議案質疑に一問一答を導入することについては、執行部が渋ったがそれでも飲んでもらったわけである。原則とするというのがあるから今があり、直していかないと説得力がないと思う。その辺について現行でよいという矢作委員の認識を伺いたい。そういったことも、もう一度持ち帰っていただきたい。

石原委員

かねてからの主張どおりだが、原則、一問一答で決してほかの方法ができないわけではないから、一括であろうが初回一括であろうが制限されているわけではないので、この案でまともればよいと思っている。

川辺委員

わが会派も現実、一問一答が大多数という現実があるので、現実に合わせて条文変更案の方がよいのではないかとまとまっている。

矢作委員

以前、石原委員からは、「一問一答を原則とし、初回一括方式でも行うことができる。」というご提案も確かあったと思う。そういうことも含めて持ち帰りたい。

島田委員長

続きまして、第9条第2号の反問権のあり方については、現行のままか、改善した方がよいという意見もあったと思いますがいかがでしょうか。

矢作委員 条例を制定するときにはここはかなり集中して議論したと思っている。その結果、これが入ったということで現行のままでよいということで、意見に変わりはない。

川辺委員 現状、条文があっても反問権を使わないようならなくしてもよいという意見である。

石本委員 議会基本条例を制定したときにはここは議論があった。質問の趣旨を確認できるというのが、最近制定した議会でも反問としている。反問という言葉を使わないで、「許可を得て、当該議員に対して質問の趣旨を確認することができる。」としているところもある。浜野議長のとくに末吉議員が藤本市長から反問されたことがあった。解説には質問の趣旨を確認するとあるが、強烈的な反問をされると困るので「質問の趣旨を確認することができる。」という程度の条文にするというのは、これまでに議論されていたか。

松本委員 反問とは、質問者に質問できるということでよいか。反問という言葉が悪い。聞くことができるということが反問か。

石本委員 議員からの提案に執行部から「どういう資料に基づいているのか」と逆に聞かれたときに、議員は詳細な資料もないが、執行部はデータを持って

いるから、反問を入れると言いつ返されてしまう恐れがあるという議論を呼んだ。だから、趣旨を確認することができるといった程度にしたほうが、条文を読む人にもわかりやすい。

松本委員 議員から執行部に質問し、質問で返すことはできるのではないか。それが反問の中に入らなければ、民主主義のディスカッションはできない。

石原委員 ディスカッションではない。

荻野委員 論点を整理するためとなっている。あくまでもこの目的の中でしかできない。

石本委員 過去の議事録を遡ると今の市長は議員に考えを言わせてから、質問するよう求めたこともある。本当の反問を受けた事例がある。過去にはこれをテーマに視察に来た団体もある。最近は「質問の趣旨を確認することができる。」というのが流れである。

矢作委員 確認だが、石本委員が言っているのは、この条文の中の「反問することができる。」を「趣旨を確認することができる。」にするご提案か。

石本委員 そのとおりである。

川辺委員

今の意見を踏まえて持ち帰りさせてもらう。

島田委員長

次に第22条の「広聴広報に関する会議体」を「広聴広報委員会」にするというところですが、ここは松本委員だけであったと思いますが、いかがですか。改正案のとおりでよろしいですか。

松本委員

はい。

島田委員長

続きまして、第25条ですが、もう少し厳しくしたほうがよいのではないかというご意見がありまして、「議員はこれを遵守するものとする。」とか、「厳守するものとする。」というような書き方がよいのではないかというご提案もありましたが、そのままでもよいというご意見もあり、いかがでしょうか。

松本委員

政治倫理条例の第5条に明記してある議員が何をすべきかということと十分にわかっているから、あえて改正することはないのではないかと。

川辺委員

会派で意見を聞いたが、ここの表現を厳しくするというのは、イメージとしては、極端な言い方かもしれないが性悪説というのか、議員たるもの

性善説、31人の議員は多くの市民の負託を受けて選ばれた立場であるから、基本的にはそういった原理を守る人たちが集まっているという前提のもと、議会基本条例では現行のままの表記にしておいた方がよいという意見が強く、その上で政治倫理条例を設けているので、議会基本条例は現行のままでよいという意見である。

島田委員長

第25条も現行のままということによろしいでしょうか。

(委員了承)

島田委員長

新規条文につきましては、前回も盛り込むということで確認が取れております。一問一答と反問権のところは、次回もご協議いただきたいと思えます。新規条文案は調整させていただきたいと思いますが、条文案についてのご意見はありますか。表現の仕方などのご意見はありますか。

荻野委員

確認だが、正副議長の関係で取手市議会は、本会議の中でやっているようだが、資料には所信表明した人以外の人への投票も有効だと言われているので、やはり立候補者の所信表明ではないことを踏まえて、取手市議会の条文は、「志願」という言葉を使っているようだ。

石本委員

「立候補」という言葉を使うと公職選挙法がからむからだ。



荻野委員

実態として所沢市議会の場合は、いったん休憩して、休憩中に所信表明をしているけれども、取り扱いとして取手市議会のように正式に本会議でやるのか、松山市議会や新潟市議会のように休憩中にやっているが、記録としてはしっかり残すという議論は別であるが、取手市議会の条文を見ると「本会議において、」と書かれているので、ここまで書き込むかどうか決めなければならない。

島田委員長

荻野委員からご提案がありましたが、引き続き持ち帰っていただき、「志願する者」の趣旨を会派で共有してもらい、その上であらかじめ条文にそこを盛り込んでしまうのか、盛り込まないでいいのか、次回、ご協議させていただきたいと思います。

石本委員

場合によっては、解説のところに志願者の定義を書いておくとうい。

荻野委員

正式に本会議で行うか、休憩中に行うか、いずれにしても市民に対するわかりやすさという点で言えば、録画の映像や所信表明の内容もできるだけ公開していく方がよい。

松本委員

志願していなくても投票の対象になるという話だが、志願者が20票で志願していない人が21票ということは考えられるか。

石本委員 視察で行った東近江市は、志願していない人に5票ほど入ったと言っていた。なりたい人よりさせたい人が21人いるということだ。

島田委員長 議会モニター制度については、文言や案について何かありますか。情報通信技術の活用について、ご意見はありますか。

荻野委員 この条文案も取手市議会を参考にしているが、「議事堂」という表現は使わないので、ほかの言葉にしたほうがよい。議会BCPで別の表現を使っていれば合わせるということもある。

島田委員長 あとの条文は基本的によろしいですか。  
(委員了承)

島田委員長 次に会議録の公開についても条文案が示されていますが、何かご提案とありますか。

矢作委員 質問だが、第3項のただし書きのところは、非公開を示しているのか。公開しないという意味合いか。

荻野委員 条文案はさいたま市議会を参考にしていて、これが何を言わんとするかはわからないが、秘密会というものもなくはない。

矢作委員

黒塗りとか隠すことか。

島田委員長

そういった手段を残しておくということだと思います。いかがですか。  
このままでよろしいですか。それとも今一度、持ち帰りますか。

荻野委員

何かよい言い回しがあればご提案いただきたい。

島田委員長

それでは、会議録の公開の第3項のところについて、よい案がありましたら、次回、よろしく願います。

次回、意見を出させてもらいまして、まとめた上で合意が取れましたら、改正したものをもう一度、配信させていただく形で進めさせていただきたいと思います。

以前にお示した工程表に記載していますとおり、議会基本条例一部改正案につきまして、政策研究審議会に諮問する方向で話を進めていたと思いますが、改めまして、諮問するということによろしいでしょうか。

(委員了承)

島田委員長

それでは、政策研究審議会の諮問に向けまして、今後の一部改正案及び逐条解説の作成等にご協力をお願いします。

本日の委員会活動についても、今定例会の最終日前日の中間報告を行う

ことよろしいでしょうか。

(委員了承)

- 石本委員 政策研究審議会の諮問前に議員全員に説明会のようなものを開くのか。
- 島田委員長 諮問する前に皆さんに共有を図った方がよいと思います。
- 石本委員 次の正副委員長連絡協議会でわかると思うが、閉会中の審査を続々と入  
れてきているので、日程が取れなくなる。
- 島田委員長 日程につきましては、調整させてもらって、効率よくできるように設定  
させていただきます。
- 矢作委員 前回は市民説明会も開催したならば、その辺も日程に入ってくるか。
- 島田委員長 市民説明会を開催すると決めれば、やっていきます。
- 荻野委員 前回、委員として市民説明会を開いたが、このような状況なので、前回  
と同じようなやり方は難しいと思っている。政策研究審議会の答申を受け  
て、パブリックコメントを採らなければならないとなると、そこまで広げ  
すぎると改正時期が遅れてしまうので、別のやり方を検討するよう

になると思うが、オンラインで行っても見る人がいないかもしれないが、  
それでもやるというなら検討していけばよい。

島田委員長

提案ということで、引き続き必要があれば協議します。

散 会 (午後 2 時 3 1 分)